

2020 年度の事業報告書

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 浜松成年後見センター

1 事業の成果

浜松成年後見センターは、法律や医療、福祉の各専門職、そして高齢者や障害者支援に携わる人達がひとつになって、市民の誰もが権利が擁護され、安心して暮らせる地域の支援のシステムをつくるために、法人後見等を行う目的で 2013 年（平成 25 年）4 月 11 日に設立されました。

2013 年～2014 年度、静岡県内の法人後見普及モデル事業の受託により、法人後見の起業と普及啓発を行ってきました。この 2 年間の啓発活動の成果が上がり、市内の地域包括支援センターや相談支援事業所、福祉サービス事業所、民生委員、行政等からの相談や業務の依頼が多数寄せられ、併せて家庭裁判所からも理解をいただきながら、法人としての後見人等の受任件数を増やしてまいりました。

2015 年度は、成年後見の業務の担い手を増やし、事業基盤を強化する目的で、静岡県よりの成年後見従事者育成モデル事業の受託により、市民後見人養成研修を実施しました。法人後見として実践している立場から、カリキュラムの策定、講師の選定、テキストの作成、研修の企画運営等、浜松成年後見センターの独自の養成研修を実施しました。2015 年 7 月から 12 月までの期間に、応募した市民 20 名が受講し、19 名が修了し、うち 11 名が次年度より浜松成年後見センターの市民サポーターとして成年後見業務の一翼を担うこととなりました。

2016 年度事業として、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成を受け、「高齢者や障害者の地域の権利擁護支援体制の構築本事業」をすすめてきました。この事業では、現在浜松市が取り組んでいる成年後見制度利用促進にもつながる検討議論が重ねられました。

さらに 2017 年度は、みずほ福祉助成財団の助成を受けて「障害者の地域生活における権利擁護支援のあり方」をテーマに研究事業を行いました。愛知教育大学の増田樹郎名誉教授を中心に、社会福祉士、臨床心理士、福祉サービス事業関係者、手をつなぐ育成会リーダーらにより、障害者の意思決定支援のあり方を巡って熱心な議論が行われました。この研究の一環として、浜松市の障害者当事者および家族 1500 人を対象に成年後見制度に関するアンケート調査を実施したことは、成年後見制度の普及啓発に大きく寄与するものでした。

2017 年度より毎年継続して実務者養成研修も行ってきました。募集定員は 5 名と少人数ですが、市内の専門職に広く後見制度を周知し意識してもらえるよう、多方面にチラシ等を配布し広報しました。研修終了後は、原則として当センタースタッフの一員として活動できるよう、研修後もサポートを行い、実務者の質の担保にも力を入れています。

成年後見人等受任件数は、年度毎に増加しています。2020 年度末では 171 件の受任となり、これまでの実績が延べ 200 人を超えました。受任件数が増えるにつれて、コンプライアンスを担保するための事務処理能力が組織に問われてきています。そのため、今年度は事務局機能の強化を目的に、パソコンの増設、防犯機能の強化、業務の効率化や正確さの向上等に向けた仕組みを作りました。

又、2017 年 12 月に、浜松信用金庫（現 浜松磐田信用金庫）と業務提携を結んでいます。この提携

により、金融機関窓口で顕在化しやすい財産管理の危うさを抱える人達を早期に発見し、関連機関と連携しながら支援介入できるようになりました。それに伴い、今年度は、認知能力の低下が無く後見制度の利用ができなくても、独居等で生活に不安を抱える方々を対象に、何かあった時、直ぐに専門職の対応ができる『ライフサポート契約』を公正証書で結ぶ事で、安心して暮らしを継続することができるシステムを、浜松磐田信用金庫と協力しながら地域に広めていく活動を始めました。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が2016年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されています。本法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされ、2017年3月24日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。国の施策とともに各自治体においても成年後見制度利用促進の体制整備が求められ、浜松市では2017年度から「浜松市成年後見制度利用促進連絡会」が発足しました。

2018年4月より厚生労働省に成年後見制度利用促進室が設置され、成年後見での推進は福祉の分野であることが示されました。成年後見制度利用促進基本計画に基づき、これらの施策を総合的かつ計画的にするために、地方自治体においても成年後見制度利用促進の基盤整備が勧められ、浜松市においても今後中核機関を設置して、成年後見制度の相談や関係機関のネットワーク、市民後見人の養成をすすめることになりました。

浜松市の成年後見制度利用促進体制の整備に向けて、2017年度・2018年度と、浜松市成年後見制度利用促進連絡会に事業者として参画し、浜松市の成年後見制度利用促進の基盤整備に協力してきました。2019年度からは、浜松市社会福祉協議会に中核機関が開設され、引き続き当センターも事業に協力しています。2020年からは、成年後見制度利用促進連絡会の上部組織の「成年後見制度利用促進協議会」が設置され、当センターも両会議に委員として参加しています。

当センターは、全国権利擁護支援ネットワークに加盟し、2018年度には浜松市において、権利擁護従事者研修を開催しています。本年度も、全国実践交流会、全国権利擁護フォーラムが全国規模で開催されました。2月に開催された全国権利擁護フォーラムには当センターからも参画して、意思決定支援の国際的な研究や実践の状況、国連からの勧告への対応等直面する問題についての考え方を学びました。

成年後見業務の実績

年	後見	保佐	補助	任意後見	委任事務（内、 死後事務契約）	合計
平成26年	34	18	5	1	1	59
平成27年	40	22	5	1	3 (2)	71
平成28年	49	28	7	1	5 (3)	90
平成29年	51	37	7	1	7 (5)	103
平成30年	64	40	7	1	8 (5)	120
令和2年度	84	63	15	4	37 (30)	203

法定後見内訳

類型	高齢者	障害者	合計
後見	34	50	84
保佐	31	32	63
補助	10	5	15
合計	75	87	162

地域の関係者からは予想を超えた需要と期待が寄せられてきましたが、信頼性の高い成年後見業務や権利擁護の活動を実現していくためには、担い手（人材）の確保、組織の運営管理体制、財政基盤の安定等が不可欠であり、今後も組織力強化につとめていきたいと思っております。

令和2年2月から我が国にも新型コロナウイルスの感染が広まってきました。学校が休校になり、イベントや研修会は開催の中止が相次ぎました。当法人としても従事者の感染防止に十分対策を講じながら、業務を継続してきました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
(1) 成年後見人等の受任に関する事業 (5) 成年後見制度等の啓発、相談、利用支援事業	審判・確定ケース 成年後見 84件 保佐 63件 補助 15件 任意後見 4件 総計： 166件	(A) 2020年度中 (B) 依頼者の自宅、福祉施設、家庭裁判所、関係行政機関、病院、当センター事務所等 (C) 33人	(D) 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、児童 (E) 166人	46,968
(2) 財産管理契約に関する事業 (3) 身上監護契約に関する事業	独居の高齢者、家族より依頼があり財産管理、身上監護、死後委任事務のサービスを実施した。 委任事務契約 75件 死後委任事務契約 30件	(A) 2020年度中 (B) 依頼者の自宅、福祉施設、家庭裁判所、関係行政機関、病院、当センター事務所等 (C) 9人	(D) 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者 (E) 9人	2,510
	実務者養成研修1回目 法人後見の理解、法人成年後見事業の理解、成年後見制度をめぐる最近の動向	(A) 2021年11月23日 (B) 浜松成年後見センター (C) 2人	(D) 市民(有資格者) (E) 5人	60

(4) 成年後見人等の養成、研修、業務支援事業	実務者養成研修 2 回目 成年後見制度の基礎理解	(A) 2021 年 1 月 30 日 (B) 浜松成年後見センター (C) 1 人	(D) 市民(有資格者) (E) 4 人	60
	実務者養成研修 3 回目 成年後見制度の法律的理解、民法の理解 (公開講座)	(A) 2021 年 2 月 6 日 (B) 勤労福祉会館会議室 (C) 2 人	(D) 市民(有資格者) (E) 28 人※公開講座のみ 24 人	60
	実務者養成研修 4 回目 審判申立の実務、支援計画の立案、定期報告の実際	(A) 2021 年 2 月 13 日 (B) 浜松成年後見センター (C) 2 人	(D) 市民(有資格者) (E) 4 人	60
	実務者養成研修 5 回目 高齢者事例によるグループワーク、障害者事例によるグループワーク	(A) 2021 年 2 月 20 日 (B) 浜松成年後見センター (C) 2 人	(D) 市民(有資格者) (E) 4 人	60
	実務者養成研修実習	(A) 2021 年 2 月～3 月 (B) 浜松成年後見センター (C) 4 人	(D) 市民(有資格者) (E) 4 人	60
(5) 成年後見制度等の啓発、相談、利用支援事業	コロナ感染予防のため実施できませんでした。			
(6) 成年後見制度等に関連する団体等との交流及び連携事業	コロナ感染予防のため実施できませんでした。			
(7) 成年後見制度等に関する情報	浜松市成年後見制度利用促進協議会への参画	(A) 2020 年度開催 2 回 (B) 浜松市役所 (C) 1 人	(D) 権利擁護従事者・関係者 (E) 13 人	21

収集、調査 研究事業	浜松市成年後見制度利用 促進連絡会議への参画	(A) 2020 年度開催 2 回 (B) 浜松市役所 (C) 1 人	(D) 権利擁護従 事者・関係者 (E) 18 人	14
(8) その他 この法人の 目的を達成 するために 必要な事業	専門職のための成年後見 制度研修「任意後見制度」	(A) 2020 年 12 月 18 日 (B) 浜松市 福祉交流センター (C) 1 人	(D) 包括・ケア マネ他 (E) 38 人	
	専門職のための成年後見 制度研修「意思決定支援」 講師派遣	(A) 2021 年 1 月 28 日 (B) 浜松市福祉交 流センター (C) 1 人	(D) 相談支援・関 係者 (E) 35 人	20
	浜松いわた信用金庫から の委託事業 相談	(A) 随時 (B) 当センター他 (C) 1 人	(D) 信用金庫職 社員、利用者 (E) 36 人	1,080

(2) 総会・理事会

名 称	内 容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所	人数
定期総会	・ 2019 度事業報告、 決算 ・ 2020 年度事業計 画、予算	(A) 2020 年 5 月 23 日 (土) 11 : 30~12 : 00 (B) 浜松成年後見センター ※理事のみ 書面評決	5 人
第 1 回理事会	・ 定期総会議事につ いて	(A) 2020 年 4 月 17 日 (土) 11 : 00~11 : 30 (B) 浜松成年後見センター	5 人
第 2 回理事会	・ 2020 年度の活動 について	(A) 2020 年 5 月 23 日 (土) 11 : 00~11 : 30 (B) 浜松成年後見センター	5 人
第 3 回理事会	・ 委任事務規定につ いて ・ 事務員の採用つ いて ・ ホームページ・法 人パンフレットの改 定について	(A) 2020 年 8 月 5 日 (水) 18 : 30~19 : 30 (B) 浜松成年後見センター	5 人
第 4 回理事会	・ 2020 年度補正予 算案、2021 年度予算 案について ・ 2021 年度総会開 催について ・ 2021 年度役員体 制について	(A) 2021 年 2 月 18 日 (木) 18 : 30~19 : 30 (B) 浜松成年後見センター	5 人

(3) 会議等

名 称	内 容	(A) 実施日時 (B) 実施場所	参加者	
ミーティング	(A) 法人からの報告 (B) 新規ケース、継続 ケースの情報共有	(A) 毎月第2木曜 (B) センター	実務者・他	
マネジメント 会議	(A) 受任検討会 (B) 法人ケースの重 要事項の審議等	(A) 毎週金曜日 (B) センター	主幹実務者他	
ライフサポ ート会議	(A) 契約の情報共有 (B) 相談報告検討	(A) 毎月第2木曜	担当者他	